

序編 開発許可制度について	1
第1編 開発許可制度の解説及び埼玉県の審査基準	
第1章 用語の定義（法第4条）	4
第1節 開発行為（4条12項）	4
第2節 開発区域（4条13項）	13
第3節 公共施設（4条14項）	15
第4節 建築物（4条10項）	17
第5節 特定工作物（4条11項）	20
第2章 開発行為の許可（法第29条）	25
第1節 開発行為の許可（29条、政令19条・22条の2・22条の3） ..	25
第2節 許可不要となる開発行為（29条1項1～11号、2項）	34
第1款 一定規模未満の開発行為（29条1項1号）	34
第2款 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物又はこれらの業務を 営む者の居住の用に供する建築物（29条1項2号）	37
第3款 公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為（29条1項3号） ..	39
第4款 都市計画事業等の施行として行う開発行為（29条1項4～8号） ..	44
第5款 公有水面埋立法の免許を受けた埋立地における開発行為（29条1項9号） ..	44
第6款 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為（29条1項10号） ..	45
第7款 通常管理行為、軽易な行為（29条1項11号）	45
第3章 開発許可申請の手続（法第30条）	49
第4章 設計者の資格（法第31条）	51
第5章 公共施設の管理者の同意等（法第32条）	54
第6章 開発許可の基準（法第33条、34条）	63
第7章 技術基準（法第33条）	65
第1節 用途地域への適合（33条1項1号）	77
第2節 公共空地（33条1項2号）	79
第1款 総論	79
第2款 道路	86
(1) 道路の機能の確保（政令25条1号）	86
(2) 敷地が接しなければならない道路（政令25条2号本文）	87
(3) 市街化調整区域の大規模開発における12m道路の配置（政令25条3号） ..	95
(4) 開発区域内の主要な道路が接続する道路（政令25条4号）	96
(5) 歩車道の分離（政令25条5号）	102
(6) 道路に関する共通事項	103
(6)－1 道路の構造（省令24条1号）	103
(6)－2 道路排水施設の設置（省令24条2号）	104
(6)－3 道路の縦断勾配（省令24条3号）	104
(6)－4 階段状道路（省令24条4号）	105
(6)－5 袋路状道路（省令24条5号）	105

(6)－6	街角の切り取り（隅切り）（省令24条6号）	110
(6)－7	歩車道を分離する工作物（省令24条7号）	112
(7)	道路に関する基準の強化及び緩和（政令29条の2・省令27条の4）	113
第3款	公園・緑地・広場	115
(1)	公園・緑地・広場の設置（開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の場合）（政令25条6号）	115
(2)	公園・緑地・広場の設置（開発区域の面積が5ヘクタール以上の場合）（政令25条7号・省令21条）	116
(3)	公園の構造（省令25条）	117
(4)	公園に関する基準の強化及び緩和（政令29条の2・省令27条の2・省令27条の4）	118
第4款	消防水利（政令25条8号）	121
第3節	排水施設	124
第1款	排水施設の設計に関する基本的な考え方（33条1項3号）	124
第2款	管渠の勾配・断面積（政令26条1号）	126
第3款	下水道等への接続（政令26条2号）	132
第4款	暗渠排水の原則（政令26条3号）	136
第5款	排水施設の構造・能力（省令26条）	137
第4節	給水施設（33条1項4号）	141
第5節	地区計画等への適合（33条1項5号）	142
第6節	公共公益施設（33条1項6号）	143
第7節	切土・盛土・擁壁	145
第1款	概要（33条1項7号）	145
第2款	軟弱地盤対策（政令28条1号）	150
第3款	崖上面の処理（政令28条2号）	152
第4款	切土地盤の滑り防止（政令28条3号）	153
第5款	盛土地盤の安定に関する基準（政令28条4号）	154
第6款	盛土地盤の滑り防止（政令28条5号）	155
第7款	崖面の保護（政令28条6号）	156
第8款	地下水を排出する排水施設の設置（政令28条7号）	168
第9款	条例による強化（政令29条の21項8号）	170
第8節	災害危険区域の除外（33条1項8号）	171
第9節	樹木の保存・表土の保全	173
第1款	概要（33条1項9号）	173
第2款	樹木の保存・表土の保全の対象（政令28条の2）	174
第10節	緩衝帯	176
第1款	緩衝帯の配置（33条1項10号）	176
第2款	緩衝帯の幅員（政令28条の3）	177
第11節	大規模開発の輸送施設（33条1項11号）	179
第12節	申請者の資力・信用（33条1項12号）	180
第13節	工事施行者の能力（33条1項13号）	182
第14節	関係権利者の同意（33条1項14号）	184
第15節	最低敷地面積（33条4項）	186
第8章	市街化調整区域の立地基準（法第34条）	191

第 1 節	開発区域周辺に居住している者が利用するための公共公益施設、日常生活に必要な物品の販売、修理等の店舗等（34条1号）	193
第 2 節	鉱物資源、観光資源等の有効利用上必要な施設（34条2号）	199
第 3 節	特別の自然的条件を必要とする施設（34条3号）	202
第 4 節	農林漁業用施設及び農林水産物の処理等の施設（34条4号）	203
第 5 節	特定農山村地域における農林業等活性化施設（34条5号）	206
第 6 節	中小企業の共同化・集団化のための施設（34条6号）	209
第 7 節	市街化調整区域内の既存工場の関連施設（34条7号）	211
第 8 節	危険物の貯蔵又は処理に供する施設・災害危険区域等からの移転（34条8号・34条8号の2）	213
第 1 款	危険物（火薬類）の貯蔵又は処理に供する施設（34条8号）	213
第 2 款	災害危険区域等の開発行為を行うのに適当でない区域内に 存する建築物又は第一種特定工作物の移転（34条8号の2）	215
第 9 節	市街化区域において建築し、又は建設することが困難又は不適当な施設（休憩所・給油所・火薬類製造所／34条9号）	221
第 1 0 節	地区計画又は集落地区計画の区域内における開発行為（34条10号）	224
第 1 1 節	条例で指定した集落区域における開発行為（34条11号）	225
第 1 2 節	市街化を促進するおそれがない等と認められる条例で定める 開発行為（34条12号）	234
第 1 款	市町村の土地利用計画に適合するものとして市町村長の申出により 知事が指定した区域内における開発行為（県条例6条1項1号）	240
第 2 款	区域区分日前所有地における自己用住宅（県条例6条1項2号イ）	244
第 3 款	市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅 （県条例6条1項2号ロ）	246
第 4 款	市街化調整区域に区域区分日前から居住する者の親族のための 自己用住宅（県条例6条1項2号ハ）	248
第 5 款	市街化調整区域に長期居住する者の自己業務用建築物（県条例6条1項3号）	250
第 6 款	収用移転（県条例6条1項4号）	252
第 7 款	大学（県条例6条1項5号）	256
第 8 款	建築基準法第51条ただし書の許可を受けた建築物又は 第一種特定工作物（県条例6条1項6号）	257
第 9 款	市街化調整区域に居住する者のための集会所（県条例6条1項7号）	258
第 1 0 款	既存の自己用建築物の敷地拡張（県条例6条1項8号）	259
第 1 3 節	既存権利の届出に基づく開発行為（34条13号）	263
第 1 4 節	開発審査会の議を経て許可する開発行為（34条14号）	266
第 9 章	開発許可の特例（法第34条の2）	273
第 1 0 章	許可又は不許可の通知（法第35条）	276
第 1 1 章	変更の許可等（法第35条の2）	278
第 1 2 章	工事完了の検査（法第36条）	283
第 1 3 章	完了公告前の建築制限等（法第37条）	289
第 1 4 章	開発行為の廃止（法第38条）	292
第 1 5 章	公共施設の管理（法第39条）	294
第 1 6 章	公共施設の用に供する土地の帰属（法第40条）	296

第17章	建築物の形態規制（法第41条）	300
第18章	予定建築物以外の建築等の制限（法第42条）	303
第19章	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限（法第43条）	314
第1節	建築等許可の立地基準（政令36条1項3号）	321
第2節	市街化を促進するおそれがない等と認められる条例で定める 建築行為等（政令36条1項3号ハ）	323
第1款	条例第6条第1項第1号の規定に該当する建築物（県条例7条1号）	324
第2款	条例第6条第1項第2号から第7号までの規定に該当する建築物 又は第1種特定工作物（県条例7条2号）	325
第3款	1ヘクタール未満の墓地又は運動・レジャー施設の管理に必要な 建築物（県条例7条3号）	326
第4款	既存の建築物の用途の変更等（県条例7条4号）	327
第3節	国又は都道府県等が行う建築行為等（法43条3項）	332
第20章	許可に基づく地位の承継（法第44条、45条）	334
第21章	開発登録簿（法第46条、47条）	339
第22章	開発審査会	343
第1節	不服申立て（50条、51条）	343
第1款	開発許可等の処分又はこれに係る不作為に関する不服申立て	343
第2款	審査請求のできる期間	346
第3款	審査請求の方法	348
第4款	審査請求書の記載事項	350
第5款	審査・裁決	353
第2節	開発審査会（78条）	364
第23章	許可等の条件（法第79条）	370
第24章	報告、勧告、援助等（法第80条）	372
第25章	監督処分等（法第81条）	373
第26章	立入検査（法第82条）	378
第27章	罰則規定（法第91～94条、96条）	380
第28章	開発行為又は建築に関する証明書等の交付（省令第60条）	387
第2編	開発許可申請等の手続	
第1章	開発許可申請書等の作成及び手続	392
第1節	申請書等の作成	392
第1款	開発許可申請（30条、省令別記様式第2又は第2の2）	392
第2款	開発行為の変更許可申請（35条の2、県手続規則様式第6号の3）	401
第3款	開発行為の軽微な変更の届出（35条の2、県手続規則様式第6号の4）	401
第4款	開発行為に関する工事の中間検査依頼（県手続規則様式第5号の2）	401
第5款	開発行為に関する工事完了の届出（36条1項、省令別記様式第4・5）	402
第6款	公告前の建築等承認申請（37条1号、県手続規則様式第7号）	402
第7款	予定建築物等以外の建築等許可申請（42条1項、県手続規則様式第9号）	403
第8款	建築行為等許可申請（43条1項、省令34条、省令別記様式第9）	404
第9款	地位の承継承認申請（法45条、県手続規則様式第14号）	406
第10款	開発登録簿写しの交付請求（47条5項、県手続規則様式第15号）	406

第11款	開発行為又は建築等に関する証明書（適合証明書）の交付請求 （省令60条、県手続規則様式第16号）	407
第2節	申請等手続の流れ	408
第1款	都市計画区域（市街化調整区域を除く。）・準都市計画区域・ 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域における手続	408
第2款	市街化調整区域における手続	409
第3款	開発行為許可（29条1項、同2項）申請	410
第4款	建築等許可（法第43条）申請	411
第5款	工事検査の手続	412
第6款	その他の許可申請及び届出等の手続	413
第2章	執行体制	414
第3章	標準処理期間	418
第4章	申請手数料	419
第3編 他法令による開発許可の特例等		
第1章	他法令による開発許可の特例	421
第1節	市民農園整備促進法による特例	421
第2節	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する 法律による特例	423
第3節	幹線道路の沿道の整備に関する法律による特例	425
第4節	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律による特例	426
第5節	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び 地域の農林水産物の利用促進に関する法律による特例	427
第6節	都市再生特別措置法による特例	428
第7節	東日本大震災復興特別区域法による特例	429
第8節	大規模災害からの復興に関する法律による特例	430
第9節	首都直下地震対策特別措置法による特例	431
第10節	地域再生法による特例	432
第2章	他法令による配慮	433
第1節	優良田園住宅の建設の促進に関する法律による配慮規定	433
第2節	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律による配慮規定	434
第3節	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律による配慮規定	435
第4節	空家等対策の推進に関する特別措置法による配慮規定	436
第4編 申請書等の様式・法令集		
第1章	申請書等の様式	437
第2章	法令集	480
参考資料		
<参考1>	一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするもの）に係る 開発（建築）行為の事務処理上留意すべき事項について	554
<参考2>	「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」	557
<参考3>	「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づく「緑化計画届出制度」について	563